

安全性確保対策を検討するバス停留所について

建設委員会資料
令和6年8月26日
防災まちづくり部土木管理課

1. 経緯

平成30年8月に横浜市内で発生したバス事故を受けて、国土交通省および路線バス事業者は、全国でバス停留所における安全性確保対策について、改めて実態把握を行い、交通管理者および道路管理者とともに検討会を設けて、安全性確保対策を実施していくこととした。

2. 安全性確保対策が必要なバス停留所の公表

令和3年1月29日、国土交通省関東運輸局は、都内において安全性確保対策が必要なバス停留所として224箇所を公表した。品川区内においては、以下の2箇所が該当した。

No.	事業者名	停留所名	所在地	状況	※優先度判定	対策状況
(1)	東急バス	荏原一丁目（渋谷駅東口方向） 【桐ヶ谷通り】	荏原1-10-5	交差点に車体がかかる	B	令和3年4月バス停移設済
(2)	東急バス	西大井二丁目（西大井駅方向） 【滝王子通り】	西大井2-16	交差点前後5mの範囲に車体がかかる	C	令和6年7月バス停移設済

※対策優先度の判定方法については、別添資料のとおり。

3. 対策状況

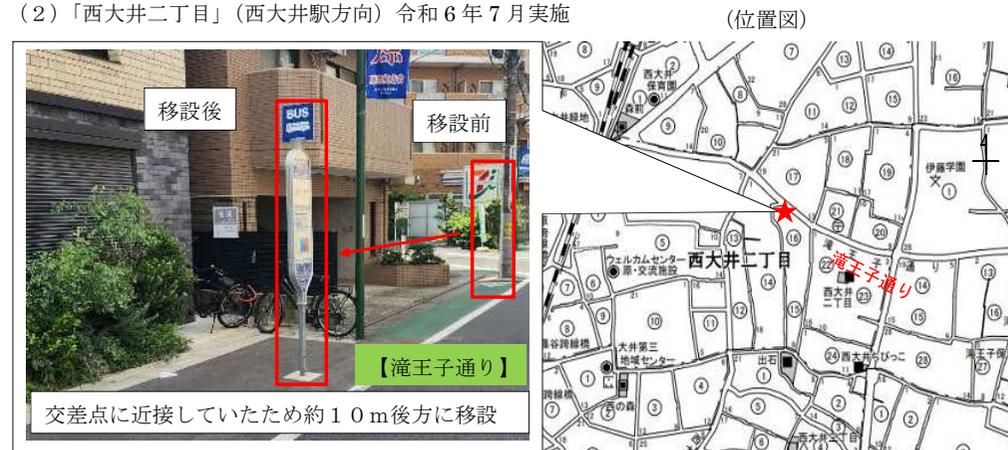
国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局が中心となって進めている検討会は、路線バス事業者とともに、優先度が高い順から順次、交通管理者、道路管理者等と協議を進めながら、安全性確保対策を実施してきた。

品川区においては、区内の2箇所のバス停留所について、路線バス事業者と改善に向けた検討を行い、バス停留所の移設を実施したことで安全性を確保した。

(1)「荏原一丁目」(渋谷駅東口方向) 令和3年4月実施



(2)「西大井二丁目」(西大井駅方向) 令和6年7月実施



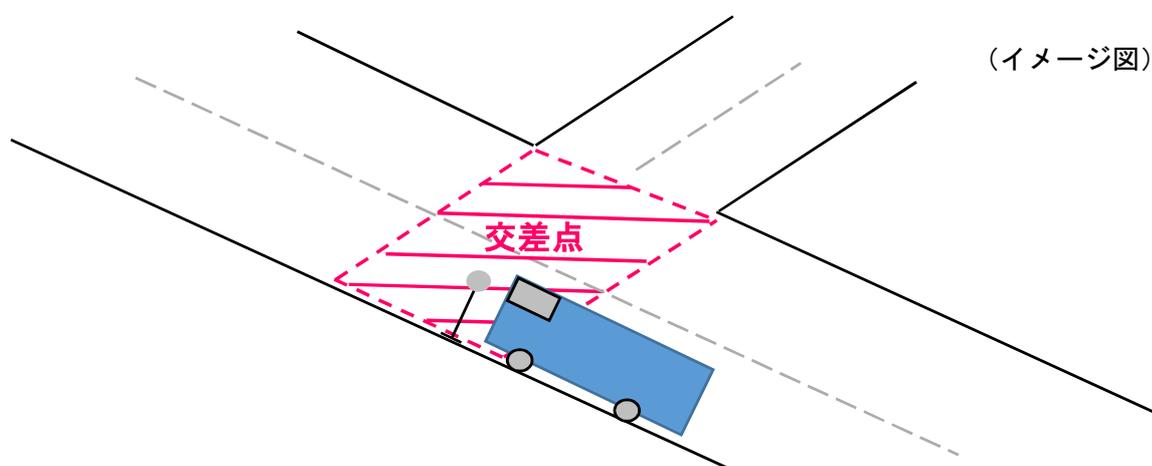
◎ バス停留所の安全上の優先度判定について

Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生しているバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所

Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所（荏原一丁目）



Cランク

- AまたはBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所
- AまたはBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所（西大井二丁目）

